

森林は、木材を生産するだけでなく、水源涵養、土砂流出や山地災害の防止、自然環境の保全、地球温暖化防止等の多くの機能を有しており、市民生活の安全や安心という面からも大きな役割を担っている。

松浦市は、総土地面積の約半分を森林が占めており、この森林が持つ多面的機能を十分に活かすためには、森林の適正管理が不可欠である。短期的な社会経済環境の変化に惑わされることなく、長期間を見据えた森林整備を実施し、森林資源を木材としての利用だけではなく、木質バイオマス等あらゆる分野で有効に活用していく必要がある。

このように、市民の生活にとって大変重要な資源である森林を適正に管理し、森林を市民の財産として次世代に引継ぐことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、森林の有する多面的な機能と重要性を再認識し、森林の保全及び資源の有効活用のための基本的な考え方を共有するため、市の役割等を明らかにすることで施策を総合的かつ計画的に推進し、適正に管理された森林を市民の貴重な財産として次世代へ継承することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林 市内に存する森林法(昭和26年法律第249号)第2条第1項に規定する森林をいう。
- (2) 多面的機能 土砂流出及び山地災害の防止、洪水軽減等の水源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、保健休養、木材その他の林産物の生産及び供給その他森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森づくり 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り育てるとともに活用することをいう。
- (4) 森林組合 市内に所在する森林組合法(昭和53年法律第36号)に規定する組合をいう。
- (5) 林業事業者 市内において森林の施業若しくは木材その他の林産物の生産及び加工又は流通の事業を行う者(森林組合を除く。)をいう。
- (6) 森林所有者 森林の土地を所有し、又は森林の土地にある木竹を所有し、若しくは育成することができる者をいう。
- (7) 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 市は、森林組合、林業事業者及び森林所有者と適切な役割分担のもとに相互の連携を図り、市民の協力を得ながら森づくりを推進し、適正に管理された森林を育成することを基本とする。

(基本方針)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づき、施策を講ずるものとする。

- (1) 森林の持つ多面的機能が市民生活の重要な資源であることから、立地条件等の特性に応じた森林整備を実施し、多面的機能が十分に発揮される森づくりを図ること。
- (2) 森林資源の活用が森林整備の推進に繋がることから、木材としての利用だけではなく、木質バイオマス等の分野でも有効活用し、資源の循環利用が可能な森づくりを図ること。
- (3) 森林資源の活用には林道等の整備が必要であることから、今後の適正な森林整備を推進するため、環境に配慮した林内路網の整備を図ること。
- (4) 継続的な森づくりが行われるよう、林業における担い手の育成を図ること。
- (5) 森林に対する市民の理解を一層深めるため、必要な情報の提供に努めるとともに、森づくり活動団体等が行う事業に対し、必要な支援を行うこと。

(市の役割)

第5条 市は、前条の基本方針にのっとり、森づくりの総合的かつ計画的な施策を推進するものとする。

2 市は、国及び県との連携を図るとともに、他の地方公共団体及び関係団体等に対し、必要に応じて理解と協力を求めるものとする。

3 市は、森づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林組合の役割)

第6条 森林組合は、森林管理の中核的な担い手として、市及び関係機関等との連携を密にし、木材その他の林産物の生産及び供給を通じて、環境に配慮した森づくりに取り組むものとする。

2 森林組合は、当該組合員に対して環境に配慮した森林の管理が適正に行われるよう働きかけるとともに、計画的な森づくりを推進するよう努めなければならない。

3 森林組合は、森づくりに関する各種施策に協力するよう努めるものとする。

(林業事業者の役割)

第7条 林業事業者は、事業活動を行うに当たっては、第3条に規定する基本理念に配慮し、森林の有する多面的機能が十分に発揮される森づくりに努めるとともに、木材その他の林産物の循環利用が可能な森づくりに努めるものとする。

2 林業事業者は、森づくりに関する各種施策に協力するよう努めるものとする。

(森林所有者の役割)

第8条 森林所有者は、森づくりの重要性を深く認識し、自らが所有又は育成する森林について、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう努めるものとする。

2 森林所有者は、所有又は育成する森林の境界及び木竹の状況を把握し、その適正な整備並びに保全に努めるものとする。

3 森林所有者は、森づくりに関する各種施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第9条 市民は、森林の有する多面的機能が市民共有の財産であることを認識し、森づくりに関する取組に協力するよう努めるものとする。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。